

現行制度について

- 近年、諸外国において、移動サービスの多様化とそれに対応した「新たなモビリティ」の開発・利用が進んでいる。
- これらの新たなモビリティは、誰もが安全かつ気軽に利用できるモビリティとして、通勤時の移動手段や観光地におけるアクティビティ等としての活用が期待されている。



電動車いす



シニアカー



電動キックボード



セグウェイ



電動アシスト自転車



歩行領域EV



立乗式電動スクーター



自動配送ロボット

道路交通法

道路運送車両法

法律の目的

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全・・・(中略)・・・を目的とする。

主な規制内容

- 交通ルール(車両、歩行者)
 - 通行区分、通行方法
 - 乗車定員、最大積載量 等
- 運転者の義務
 - 飲酒運転の禁止
 - ヘルメットの着用 等
- 運転免許
- 型式認定
(※ 電動歩行補助用具、電動車椅子、電動アシスト自転車 等)

- 車両の安全基準
 - 構造、装置の技術基準 等
- 自動車の登録
- 車両の点検・整備
- 車両の検査
- 型式指定・認定
(※ 自動車、原動機付自転車)

等

等

現在の道路運送車両法の車両区分

- 現在、歩行補助車や電動車いす、電動アシスト自転車は道路運送車両に該当しない。
- 電動キックボードや立乗式電動スクーターの多くは「原動機付自転車」に該当。

	道路運送車両以外 (道路における危険防止)	道路運送車両 (道路運送車両の所有権の公表、安全性の確保等が目的)	
定格出力 (電動自動車)		0.6kW	1.0kW
エンジン排気量 (内燃機関自動車)		50cc	125cc
三・四輪車 (二輪車以外)	<p>歩行補助車、電動車いす等 (免許不要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6km/h以下 ・全長:1,200mm以下 ・全幅:700mm以下 ・全高:1,200mm以下 	<p>原動機付自転車</p> <ul style="list-style-type: none"> 全長:2,500mm以下 全幅:1,300mm以下 全高:2,000mm以下 <p>※基準緩和</p>	<p>軽自動車など</p>
二輪車	<p>自転車 電動アシスト自転車</p>	<p>原動機付自転車</p> <p>電動キックボード・立乗式電動スクーター</p>	<p>軽二輪自動車など</p>

道路運送車両法の車両区分ごとの規制

○ 道路運送車両法では、車両区分に応じて規制を適用。

		自動車	軽自動車	検査対象外 軽自動車	原動機付自転車	軽車両
						
定義等		原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具 (軽自動車、原動機付自転車除く)	原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で、660cc以下のもの (検査対象外軽自動車、原動機付自転車除く)	二輪の軽自動車等	原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で、125cc又は1.0kW以下のもの	三輪自転車、馬車、牛車等
道路運送車両法に基づく制度	車体の安全基準	○	○	○	○	○
	型式指定・認定	○	○	○	○	×
	リコール	○	○	○	×	×
	点検・整備	○	○	○	×	×
	車検	○	○	×	×	×
	登録	○	×	×	×	×

- 現在、電動キックボードや立乗式電動スクーターを公道(車道)で走行する場合、道路運送車両法においては「原動機付自転車」に該当し、その保安基準に適合する必要がある。
- ただし、最高速度が20km/h未満の場合には、制動灯(ブレーキランプ)、方向指示器(ウインカー)、速度計(スピードメーター)、番号灯など一部の保安装置が不要。

原動機付自転車の 範囲及び種類

長さ: 2.5m以内
幅 : 1.3m以内
高さ: 2.0m以内

定格出力: 0.6 kW以下
(※第1種原動機付自転車の場合)



出典: HPから引用

電動キックボードに必要な保安装置

